

## 住宅保証機構 10 m<sup>2</sup>超 20 m<sup>2</sup>以下のルーフバルコニーFRP 防水について

住宅保証機構の性能保証住宅において、ルーフバルコニーの防水は、これまで面積が 10 m<sup>2</sup>以下に限定されておりましたが、この 4 月から面積 10 m<sup>2</sup>超 20 m<sup>2</sup>以下のルーフバルコニーでも施工可能となりますのでお知らせ致します。

但し、この場合は「性能保証住宅設計施工基準（平成 16 年改訂版）」に基づく必要がある他、新たに規定された「10 m<sup>2</sup>超 20 m<sup>2</sup>以下のルーフバルコニーに関する仕様等」に従う必要もあります。以下にその概要をご紹介致しますが、詳しくは「住宅保証だより 2005 年 3 月号」をご覧ください。

### 面積別ルーフバルコニー取り扱いの整理

バルコニー面積	適用	備考
10 m <sup>2</sup> 以下		施工可（平成 16 年版設計施工基準による）
10 m <sup>2</sup> 超 20 m <sup>2</sup> 以下		「10 m <sup>2</sup> 超 20 m <sup>2</sup> 以下のルーフバルコニーに関する仕様等」に適合するものは施工可
20 m <sup>2</sup> 超	×	原則として施工不可

### 10 m<sup>2</sup>超 20 m<sup>2</sup>以下のルーフバルコニーに関する基準（概要）

今回新たに定められた基準のうち主なものを下記にご紹介します。10 m<sup>2</sup>超 20 m<sup>2</sup>以下のルーフバルコニーを施工する場合は、これらの基準に従う必要があります。

防水材メーカーの指定する防水仕様及び施工品質により施工すること。

FRP 防水においては、防水施工者は職業能力開発促進法に基づく FRP 防水技能士は当該技能士の指揮を受け施工するものであること。

施工者は「防水施工に関するチェックシート」を作成すること。

防水に関する保証が付保されていること。

その他、下地構造や防水の納まり等に関してもいくつか規定されましたが、詳しくは「住宅保証だより 3 月号」をご覧ください。

#### 注意事項・補足事項等

ルーフバルコニーとは直下に屋内部分があるバルコニーを指します。直下に一部でも屋内部分がかかっても全体がルーフバルコニーと見なされます。

なお、直下に屋内部分のない「跳ね出しバルコニー」は対象外となります。

ルーフバルコニー面積は平場のみが対象で、内法の面積で計算されます。

ルーフバルコニーが2つ以上ある場合でも、区画された1つのバルコニー面積が対象となります。面積を合計したものではありませんのでご注意ください。

FRP 防水技能士に関し、1級・2級の区別は示されていません。

#### FRP 防水技能検定について

前述の通り、防水施工は「FRP 防水技能士が行う」か、又は「技能士の指揮を受けて施工すること」と定められたことにより、4月以降、10㎡超のルーフバルコニーFRP 防水を施工する場合は、FRP 防水技能士の資格が必要になります<sup>(\*)</sup> ののでご注意ください。

なお、平成17年度技能検定の詳細については中央職業能力開発協会のホームページ（技能検定のご案内）<http://www.javada.or.jp/jigyoin/gino/giken.html> をご覧頂くか、又は関東ポリルーフ工業会事務局までお問い合わせ下さい。

ちなみに、平成17年度 FRP 防水技能検定の受検申請受付は、4月4日(月)から4月15日(金)までとなっています。

木造バルコニーのFRP 防水を行う上で「FRP 防水技能士」の資格は今後ますます重要になっていくと思われます。有資格者がいないため施工に支障を来すというようなことのないよう、早めに準備されることをお勧め致します。

(\*) 平成17年9月までは、経過措置としてこの規定によらない従来通りの個別対応も継続されますが、10月以降はこの取扱いに一本化される予定です。